

建築基準法第7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定する

# 中間検査を引き続き実施します

福山市では、建築基準法第7条の3第1項第2号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

現在の指定（平成26年福山市告示第637号）は、中間検査を行う期間を2017年（平成29年）12月31日までとしていますが、このたびこの告示を改正し、**2020年（平成32年）12月31日まで中間検査を継続することとしました。**

## ■中間検査を行う区域（従前からの変更はありません）

福山市全域

## ■中間検査を行う建築物（従前からの変更はありません）

新たに建設する一戸建ての住宅の1の住戸（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）

## ■その他

- 「中間検査を行う期間」以外の指定内容に変更はありません。
- 中間検査の指定に関する具体的な内容は、福山市のホームページをご覧ください。

福山市ホームページ：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/2003.html>

## お問い合わせ先

名称	電話番号	e-mail
福山市建築指導課	084-928-1103	kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp